

公立大学法人尾道市立大学における公的研究費に関する不正取引に関与した業者  
に対する取引停止等に関する要綱

平成28年1月29日

(目的)

第1条 この取引停止等に関する要綱は、公立大学法人尾道市立大学研究費補助金取扱規程（平成24年規程第70号）第3条に基づき取引停止の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定める

(定義)

第2条 この処分方針に係る「取引停止」とは競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止を言う。

2 本処分方針の適用対象は、科研費等の直接経費および間接経費とする。

(取引停止)

第3条 最高管理責任者（公立大学法人尾道市立大学における科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程（平成24年規程第69号）第2条第2項に基づく）は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 入札の妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした業者
- (2) 見積書に故意に虚偽の事実を記載し、不利益を及ぼした業者
- (3) 契約に当たり、必要として求められた調査資料に、虚偽の事実を記載したと認められる業者
- (4) 科研費等を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力した業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる業者

(取引停止の措置)

第4条 事務職員等は、不正支出の事実が認定された場合には、不正業者との間で契約が既に締結されている場合には当該契約を解除し、契約の締結に至っていない場合には当該契約を締結しないものとする。ただし、契約を解除し、又は契約を締結しないことによって、本学に不利益を生じさせると認められる場合であって、最高管理責任者の承認を得た時はこの限りでない。

2 最高管理責任者は、不正業者の行為の悪質性、不正支出への関与の度合い、不正支出の金額その他の情状に応じ、不正業者に対し、次に掲げる取引停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 重大な不正の場合 12か月以上24か月未満の間で最高管理責任者が定める期間の停止

(2) 前号又は次号以外の場合 6か月以上12か月未満の間で最高管理責任者が定める期間の停止

(3) 軽度の不正の場合 6か月未満で最高管理責任者が定める期間の停止  
(取引停止措置の特例)

第5条 事務職員等は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれに該当する場合には、最高管理責任者の承認を得て、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

(1) 当該取引停止業者からでなければ物品の購入、役務の提供を受けることができない等の特別な事業があると認められる場合

(2) 取引停止期間中に当該事案について責を取消停止業者が負わないことが明らかになった場合

(3) その他、最高管理責任者が承認した場合  
(取引停止措置の通知)

第6条 最高管理責任者は、本処分方針に基づき取引を停止したときは、文書により当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

付 則

本要綱は、平成28年2月1日から施行する。